

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
9	国民健康保険資格関係事務 基礎項目評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

松浦市は、国民健康保険資格関係事務において特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼし得ることを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させる為に適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

## 評価実施機関名

松浦市長

## 公表日

令和7年6月27日

# I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	国民健康保険資格関係事務
②事務の概要	国民健康保険法の規定に則り、被保険者の資格の取得喪失・変更の管理、保険証の発行、限度額適用認定証等の発行、特定疾病療養受療証の発行、療養給付及び療養費給付、統計処理等を行う。 特定個人情報ファイルは、以下の場合に使用する。 ①申請書や届出書に関する確認 ②被保険者の資格管理や給付等に係る所得区分の判定の確認 ③オンライン資格確認等システムのシステム稼働に向けた準備としての資格履歴管理事務、機関別符号の取得等事務
③システムの名称	国民健康保険(資格)システム 被保険者マスタ作成システム 統合宛名システム 中間サーバー・ソフトウェア 国保情報集約システム 医療保険者向け中間サーバー等 国保総合システム
2. 特定個人情報ファイル名	
国保資格ファイル 国保負担区分ファイル 宛名情報ファイル 資格情報(世帯)ファイル 資格情報(個人)ファイル 世帯所得区分情報ファイル 初回登録解除情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項別表第44の項、番号法第9条第2項、番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令第24条、国民健康保険法第113条の3

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<div style="display: flex; justify-content: space-between; align-items: center;"> <span>[ 実施する ]</span> <div style="text-align: right;"> <p>&lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 実施する</p> <p>2) 実施しない</p> <p>3) 未定</p> </div> </div>
②法令上の根拠	<p>番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 (情報照会の根拠)</p> <p>: 第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)に「国民健康保険法による保険給付の支給又は保険料の徴収に関する事務」又は「国民健康保険法による保険給付の支給に関する事務」が含まれる項(69、70の項)</p> <p>(情報提供の根拠)</p> <p>: 第三欄(情報提供者)が「医療保険者」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「医療保険給付関係情報」が含まれる項(2、3、6、13、42、48、56、65、69、83、87、115、125、131、158、161、164、165、166、173の項)</p> <p>: 第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「地方税関係情報、住民票関係情報又は介護保険給付等関係情報」が含まれる項(2、3、7、65、69、83、86の項)</p> <p>: 第三欄(情報提供者)が「児童福祉法第二十一条の五の三十に規定する他の法令による給付の支給を行うこととされている者」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「児童福祉法第二十一条の五の三十に規定する他の法令による給付の支給に関する情報」が含まれる項(16の項)</p> <p>: 第三欄(情報提供者)が「児童福祉法第二十四条の二十二に規定する他の法令による給付の支給を行うこととされている者」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「児童福祉法第二十四条の二十二に規定する他の法令による給付の支給に関する情報」が含まれる項(19の項)</p> <p>: 第三欄(情報提供者)が「医療保険者その他の法令による医療に関する給付の支給を行うこととされている者」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「医療保険各法その他の法令による医療に関する給付の支給に関する情報」が含まれる項(27、141の項)</p> <p>: 第三欄(情報提供者)が「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第三十条の二に規定する他の法律による医療に関する給付の支給を行うこととされている者」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第三十条の二に規定する他の法律による医療に関する給付の支給に関する情報」が含まれる項(38の項)</p> <p>: 第三欄(情報提供者)が「雇用保険法第三十七条第八項に規定する他の法令による給付の支給を行うこととされている者」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「雇用保険法第三十七条第八項に規定する他の法令による給付の支給に関する情報」が含まれる項(111の項)</p> <p>: 第三欄(情報提供者)が「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第三十九条第一項に規定する他の法律による医療に関する給付の支給を行うこととされている者」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第三十九条第一項に規定する他の法律による医療に関する給付の支給に関する情報」が含まれる項(137の項)</p> <p>: 第三欄(情報提供者)が「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第七条に規定する他の法令により行われる給付の支給を行うこととされている者」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第七条に規定する他の法令により行われる給付の支給に関する情報であって主務省令で定めるもの」が含まれる項(145の項)</p>
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	健康ほけん課
②所属長の役職名	健康ほけん課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	<p>松浦市総務課行政係</p> <p>〒859-4598 TEL0956-72-1111</p> <p>長崎県松浦市志佐町里免365番地</p>
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	<p>松浦市健康ほけん課</p> <p>〒859-4598 TEL0956-72-1111</p> <p>長崎県松浦市志佐町里免365番地</p>
9. 規則第9条第2項の適用	
適用した理由	[     ]適用した

## II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人が	[ 1,000人以上1万人未満 ] <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和5年8月8日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[ 500人未満 ] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和5年8月8日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

## III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

## IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[ 基礎項目評価書 ]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書  2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 <span style="float: right;">[ <input type="radio"/> ]委託しない</span>		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) <span style="float: right;">[ <input type="radio"/> ]提供・移転しない</span>		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 <span style="float: right;">[ ]接続しない(入手) [ ]接続しない(提供)</span>		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業 [ ] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	申請書や届出書に記載する特定個人情報を含む書類は、機密文書であるため書棚等に施し、保管している。 また、個人情報データを受け渡す際はパスワードによる暗号化処理を行ったUSBメモリに保存し使用している。使用後は、すぐにデータを消去し書棚等に施し、保管している。	
9. 監査		
実施の有無	[ <input type="radio"/> ] 自己点検 [ <input type="radio"/> ] 内部監査 [ <input type="radio"/> ] 外部監査	
10. 従業員に対する教育・啓発		
従業員に対する教育・啓発	[ 十分に行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 [ ] 全項目評価又は重点項目評価を実施する		
最も優先度が高いと考えられる対策	[ 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 ] <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業員に対する教育・啓発	
当該対策は十分か【再掲】	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	端末へのログインやシステムへのアクセスについては、取扱者のカード認証及びパスワードを必須とすることでアクセス権限を適切に管理している。	

# 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和1年6月30日	VIリスク対策	—	新様式による項目追加	事後	
令和4年3月11日	1 関連情報 4 情報提供システムネット	・番号法第19条7号、別表第二、平成26年内閣府・総務省令第7号 第25条第1から5号、8	・番号法第19条第8号、別表第二、平成26年内閣府・総務省令第7号 第25条第1から5	事後	
令和4年3月11日	1 しきい値判断項目	令和1年5月31日時点	令和4年2月18日時点	事後	
令和4年3月11日	1 対象人数	令和1年5月31日時点	令和4年2月18日時点	事後	
令和5年9月1日	1 しきい値判断項目	令和4年2月18日時点	令和5年8月8日時点	事後	
令和5年9月1日	1 対象人数	令和4年2月18日時点	令和5年8月8日時点	事後	
令和7年6月27日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	国民健康保険法の規定に則り、被保険者の資格の取得喪失・変更の管理、保険証の発行、限度額適用認定証等の発行、特定疾病療養受療証の発行、療養給付及び療養費給付、統計処理等を行う。 特定個人情報ファイルは、以下の場合に使用する。 ①申請書や届出書に関する確認 ②被保険者の資格管理や給付等に係る所得区分の判定の確認	国民健康保険法の規定に則り、被保険者の資格の取得喪失・変更の管理、保険証の発行、限度額適用認定証等の発行、特定疾病療養受療証の発行、療養給付及び療養費給付、統計処理等を行う。 特定個人情報ファイルは、以下の場合に使用する。 ①申請書や届出書に関する確認 ②被保険者の資格管理や給付等に係る所得区分の判定の確認 ③オンライン資格確認等システムのシステム稼働に向けた準備としての資格履歴管理事務、機関別符号の取得等事務	事後	
令和7年6月27日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	国民健康保険(資格)システム 被保険者マスタ作成システム 統合宛名システム 中間サーバー・ソフトウェア 国保情報集約システム 医療被保険者向け中間サーバー等 資格総合システム	国民健康保険(資格)システム 被保険者マスタ作成システム 統合宛名システム 中間サーバー・ソフトウェア 国保情報集約システム 医療被保険者向け中間サーバー等 資格総合システム	事後	
令和7年6月27日	I 関連情報 2. 特定個人情報ファイル名	国保資格ファイル 国保負担区分ファイル 宛名情報ファイル	国保資格ファイル 国保負担区分ファイル 宛名情報ファイル 資格情報(世帯)ファイル 資格情報(個人)ファイル 世帯所得区分情報ファイル 初回登録解除情報ファイル	事後	
令和7年6月27日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法律上の根拠	番号法第9条第1項、別表第一第30項、平成26年内閣府・総務省令第5号 第24条第1から4号	番号法第9条第1項、別表第44項、番号法第9条第2項、番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令第24条、国民健康保険法第13条の3	事後	
令和7年6月27日	4. 情報提供システムネットワークによる情報連携 ②法令上の根拠	・番号法第19条第8号、別表第二、平成26年内閣府・総務省令第7号 第25条第1から5号、8から14号、16号及び第26条 (別表第二における情報提供の根拠) 第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)に「国民健康保険法による保険給付の支給又は保険料の徴収に関する事務」が含まれる項(42、43の項) 第二欄(情報提供者)が「医療保険者」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「医療保険給付関係情報」が含まれる項(1、2、3、4、5、26、27、30、33、39、42、58、62、80、87、93の項) 第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「地方税関係情報、住民票関係情報又は介護保険給付等関係情報」が含まれる項(6)の項) 第三欄(情報提供者)が「児童福祉法第二十一条の五の三に規定する他の法令による給付の支給を行うこととされている者」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「児童福祉法第二十一条の五の三に規定する他の法令による給付の支給に関する情報」が含まれる項(12の項) 第三欄(情報提供者)が「児童福祉法第二十四条の二に規定する他の法令による給付の支給を行うこととされている者」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「児童福祉法第二十四条の二に規定する他の法令による給付の支給に関する情報」が含まれる項(15の項) 第三欄(情報提供者)が「医療保険者その他の法令による医療に関する給付の支給を行うこととされている者」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「医療保険法その他の法令による医療に関する給付の支給に関する情報」が含まれる項(17、106の項) 第三欄(情報提供者)が「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第三十条の二に規定する他の法律による医療に関する給付の支給を行うこととされている者」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第三十条の二に規定する他の法律による医療に関する給付の支給に関する情報」が含まれる項(22の項) 第三欄(情報提供者)が「雇用保険法第三十七条第八項に規定する他の法令による給付の支給を行うこととされている者」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「雇用保険法第三十七条第八項に規定する他の法令による給付の支給に関する情報」が含まれる項(73の項) 第三欄(情報提供者)が「高齢者の医療の確保に関する法律第五十七条第一項に規定する他の法令による給付の支給を行うこととされている者」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「高齢者の医療の確保に関する法律第五十七条第一項に規定する他の法令による給付の支給に関する情報」が含まれる項(81の項) 第三欄(情報提供者)が「原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律第十八条第一項ただし書に規定する他の法令による医療に関する給付の支給に関する情報」が含まれる項(89の項) 第三欄(情報提供者)が「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第三十九条第一項に規定する他の法律による医療に関する給付の支給を行うこととされている者」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第三十九条第一項に規定する他の法律による医療に関する給付の支給に関する情報」が含まれる項(145の項)	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 (情報照会の根拠) 第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)に「国民健康保険法による保険給付の支給又は保険料の徴収に関する事務」又は「国民健康保険法による保険給付の支給に関する事務」が含まれる項(2、3、5、13、42、4、8、56、65、69、83、87、115、125、131、158、161、164、165、166、173の項) (情報提供の根拠) 第一欄(情報提供者)が「医療保険者」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「医療保険給付関係情報」が含まれる項(2、3、7、65、69、83、86の項) 第三欄(情報提供者)が「児童福祉法第二十一条の五の三に規定する他の法令による給付の支給を行うこととされている者」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「児童福祉法第二十一条の五の三に規定する他の法令による給付の支給に関する情報」が含まれる項(19の項) 第三欄(情報提供者)が「児童福祉法第二十四条の二に規定する他の法令による給付の支給を行うこととされている者」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「児童福祉法第二十四条の二に規定する他の法令による給付の支給に関する情報」が含まれる項(16の項) 第三欄(情報提供者)が「医療保険者その他の法令による医療に関する給付の支給を行うこととされている者」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「医療保険法その他の法令による医療に関する給付の支給に関する情報」が含まれる項(17の項) 第三欄(情報提供者)が「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第三十条の二に規定する他の法律による医療に関する給付の支給を行うこととされている者」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第三十条の二に規定する他の法律による医療に関する給付の支給に関する情報」が含まれる項(38の項) 第三欄(情報提供者)が「雇用保険法第三十七条第八項に規定する他の法令による給付の支給を行うこととされている者」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「雇用保険法第三十七条第八項に規定する他の法令による給付の支給に関する情報」が含まれる項(111の項) 第三欄(情報提供者)が「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第三十九条第一項に規定する他の法律による医療に関する給付の支給を行うこととされている者」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第三十九条第一項に規定する他の法律による医療に関する給付の支給に関する情報」が含まれる項(137の項) 第三欄(情報提供者)が「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第七条に規定する他の法令により行われる給付の支給を行うこととされている者」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第七条に規定する他の法令により行われる給付の支給に関する情報」が含まれる項(145の項)	事後	
令和7年6月27日	VIリスク対策	—	新様式による項目追加	事後	